

「農用地域」からの除外について

「農用地域」からの除外は、原則としてできませんが、農家住宅の建築など必要性・緊急性が高い案件は、農振法第13条第2項に定める**6つの要件をすべて満たし**、その他法令（農地法、都市計画法等）の許可が得られる見込みのある場合に限り、除外することも可能となっています。

★農用地域からの除外6要件

- ①必要性・緊急性があり、農用地域外の土地をもって代えることが困難であること。
- ②地域計画の達成に支障が生じないこと。
- ③農地の集団化や農作業の効率化など、農業上の土地利用に支障が生じないこと。
- ④農用地の利用の集積に支障が生じないこと。
- ⑤土地改良施設（用排水路、農道、ため池など）の機能に支障が生じないこと。
- ⑥土地改良事業を行った区域内の土地の場合、事業の実施後8年以上が経過していること。

農業振興地域整備計画の変更の流れについて

※全ての手続きが完了するまでにおおむね半年以上必要となる。

